

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 観光文化交流局

区 役 所

財 政 局

（区役所及び財政局については、観光文化交流局
関連事務に限る。）

監 査 期 間 令和元年 9月27日から

令和2年 4月15日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、観光文化交流局、区役所及び財政局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
観光文化交流局	総務課	
	ナゴヤ魅力向上担当部	ナゴヤ魅力向上室
	観光交流部	観光推進室、国際交流課、M I C E推進室
	文化歴史まちづくり部	文化振興室、歴史まちづくり推進室
	名古屋城総合事務所	
区役所 (東区、瑞穂区、天白区)	区政部	総務課、地域力推進室
財政局	契約部	契約監理課、工事契約課

(注) 区役所及び財政局については、観光文化交流局関連事務に限る。

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成30年10月1日から令和元年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、業務委託に係る事務や個人情報等の機密情報に係る取扱いが適正に行われているかなどに着眼して調査した。

なお、令和元年度に包括外部監査人が「区における事業の財務の執行について～区役所費と区役所における債権管理を中心として～」をテーマに監査を実施しているため、双方の監査の実施に支障を来さないよう地方自治法第 252条の30に規定する相互間の配慮に留意した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 支出事務

財務会計総合システムの電子決裁についてなど 2項目

(2) 財産管理事務

金券類等の管理について

(3) 行政運営事務

特定個人情報の管理について

第3 指 摘 事 項

1 支出事務

(1) 財務会計総合システムの電子決裁について

本市では、財務会計総合システムの再構築が行われ、平成31年 3月より新たな財務会計総合システムが稼働している。

これに伴い改正された名古屋市会計規則等によれば、支出命令行為等の会計事務に関連する事務の意思決定を電子計算機に登録することにより、その内容を電子的に蓄積するとともに、行政文書の起案、決裁等の事務処理を電子的に行うこととなっている。そのため、これまで支出命令者等には紙の請求書その他審査に必要な関係書類を送付していたが、スキャナー等により電子情報化した関係書類を送付することとされた。

文化振興室において財務会計事務を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 起案者が関係書類の原本の一部を切り取り、スキャンしていたもの

業者から提出を受けた請求書の日付欄について、起案者が誤って記入した部分の切り取りを行うなどの加工を行った後、スキャンして電子情報を作成していた。

イ 起案者が関係書類の原本に修正テープを用いた処理を行い、スキャンしていたもの

業者から提出を受けた請求書の日付欄について、起案者が誤って記入した部分に修正テープを用いて修正を行った後、スキャンして電子情報を作成していた。

今回の財務会計総合システムの再構築により、電子決裁による事務の効率化や、請求年月日のシステム管理による支払遅延防止といった事務の適正化などの効果が見込まれている。

その一方で、電子決裁では財務会計総合システムの画面上において、スキャンにより作成された電子情報の点検が行われるため、書類の原本に切り取りや修正テープなどによる加工が行われた場合、視覚的チェックが紙決裁に比較し

て機能しにくいというリスクがある。今後、文書偽造につながる不適正な会計処理の発生を防止するため、ルールを遵守するという職場風土の醸成及び組織的なチェック機能の強化が必要不可欠である。

文化振興室においては、こうしたリスクを十分に理解した上で、再発防止策を講じられたい。

また、局内の内部統制を統括する総務課においては、今回の事例により露呈した業務上のリスクを踏まえた監理を徹底されたい。（総務課、文化振興室）

(2) 所得税等の源泉徴収事務について

所得税法（昭和40年法律第33号）等によれば、給与や報酬等の所得の支払をする者は、その支払の際、支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）を徴収し、国に納めなければならないとされている。また、所得税法において、源泉徴収の対象となる所得の範囲は、その所得の支払を受ける者の区分に応じて定められている。

所得税等の源泉徴収事務を調査したところ、文化振興室において、役務費で支払った不動産の鑑定評価報酬について、個人事業主である不動産鑑定士への支払であるにもかかわらず法人と誤認したため、源泉徴収を行っていない事例が見受けられた。

文化振興室においては、支払相手に応じた適正な源泉徴収事務を行われたい。
(文化振興室)

2 財産管理事務

金券類等の管理について

名古屋市会計規則等によれば、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品の出納は、金券類等出納簿により管理することとされており、物品出納員は、物品管理者からの通知を基に、現物を関係書類と照合し、確認の上受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登録することとされている。

また、財務会計総合システムの再構築による金券類等出納簿の電子化に伴い、平成31年 4月から、その登録は財務会計総合システムに入力する方法により行うこととなっている。

金券類等の管理状況を調査したところ、名古屋城観覧券は印刷業者から名古屋城総合事務所に納品された後、名古屋城観覧券の販売を受託する一般財団法人名古屋城振興協会へ引き渡されており、名古屋城総合事務所ではその受払いの都度財務会計総合システムに入力しているとのことであった。しかし、令和元年10月31日から同年11月 6日までの期間の名古屋城大人観覧券の受払いについて、財務会計総合システムに登録することを失念しており、同年11月14日の実地検査当日における枚数が金券類等出納簿と一致しなかった。

名古屋城総合事務所においては、名古屋市会計規則等に従って、金券類等の管理を適正に行われたい。(名古屋城総合事務所)

なお、監査期間中に金券類等出納簿に登録され、必要な措置が講じられた。

3 行政運営事務

特定個人情報の管理について

名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則によれば、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めることとされている。

これらの規定に基づき、各課室公所における情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）を各課室公所長が定めている。名古屋城総合事務所における情報に関する定めによれば、特定個人情報の利用又は提供にあたっては、特定個人情報の取扱状況記録簿（以下「記録簿」という。）により記録しなければならないこととされている。

特定個人情報の管理状況について調査したところ、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する寄附者等の特定個人情報を取り扱っていたにもかかわらず、記録簿に平成31年 2月以降の記録がなかった。

名古屋城総合事務所においては、本市の規定等に従い、特定個人情報の適正な管理を徹底されたい。(名古屋城総合事務所)

なお、監査期間中に記録簿が作成され、必要な措置が講じられた。